

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

第一 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令の一部改正

一 題名を「物資の流通の効率化に関する法律施行令」に改めるものとする。 (題名関係)

二 総合効率化計画の認定等に関する農林水産大臣の権限のうち、北海道農政事務所の管轄区域内のみに
おいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものは、北海道農政事務所に委任するものとするこ
と。 (第七条第四項関係)

三 荷主に対する指導及び助言に関する荷主事業所管大臣の権限のうち財務大臣、農林水産大臣、経済産
業大臣、国土交通大臣及び環境大臣に属する権限は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方支分
部局の長に委任するものとする。 (第七条第五項から第九項まで関係)

四 連鎖化事業者に対する指導及び助言に関する連鎖化事業所管大臣の権限のうち農林水産大臣及び経済
産業大臣に属する権限は、連鎖化事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方支分部局の長に委任す
るものとする。 (第七条第十項及び第十一項関係)

五 その他所要の改正を行うものとする。

第二 国土交通省組織令の一部改正

一 物流・自動車局及び物流政策課の所掌事務を変更するものとする。

(第十二条第三号及び第三百三十三条第二号関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

第三 関係政令の一部改正

道路運送車両法施行令その他の政令について所要の改正を行うものとする。

第四 附則

この政令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行するものとする。

(附則関係)

政令第 号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）の施行に伴い、並びに物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第五十二条並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令の一部改正）

第一条 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

物資の流通の効率化に関する法律施行令

第一条第一項中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（）」を「物資の流通の効率化に関する

る法律（平成十七年法律第八十五号。）に、「第二条第十七号ホ」を「第四条第十七号ホ」に改め、同条第二項中「第二条第十七号チ」を「第四条第十七号チ」に改める。

第二条中「第四条第三項第一号」を「第六条第三項第一号」に改め、同条第二号中「倉庫業」の下に「（倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第二条第二項の倉庫業をいう。第五条第三項第二号において同じ。）」を加え、同条第三号中「であつて、中小企業者」を「（法第四条第三号に規定する流通業務施設をいう。以下同じ。）であつて、中小企業流通業務総合効率化事業（中小企業者（同条第十七号に規定する中小企業者をいう。第四条第二項において同じ。）に、「以下「中小企業流通業務総合効率化事業」という」を「法第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ）」に改める。

第三条中「第八条第三項」を「第十条第三項」に改める。

第四条第一項中「第十八条第三項」を「第二十条第三項」に改める。

第五条第一項中「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「基本方針」を「同条第一項に規定する基本方針」に改め、同条第二項中「第四条第一項」を「第六条第一項」に、「第五条第四項」を「第七条第四

項」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第二十六条」を「第二十九条」に改め、同項ただし書中「ただし、」の下に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十条第十二号に規定する」を、「港湾流通拠点地区」の下に「（法第四条第五号に規定する港湾流通拠点地区をいう。以下同じ。）」を、「特定流通業務施設」の下に「（法第四条第三号に規定する特定流通業務施設をいう。以下同じ。）」を加え、同項第一号中「の区分」を「に掲げる区分」に改め、同号口中「食品等生産業者等」の下に「（法第四条第十八号に規定する食品等生産業者等をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同項第二号中「の区分」を「に掲げる区分」に改め、同号ハ中「物資の流通」を「法第四条第一号に規定する流通業務」に改め、同条第三項中「第七条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第六条中「第四条第一項」を「第六条第一項」に、「第五条第四項」を「第七条第四項」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第七条第一項」を「第九条第一項」に、「第二十六条」を「第二十九条」に改める。

第七条第一項中「第四条第一項」を「第六条第一項」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、

「第二十六条」を「第二十九条」に、「第四条第八項」を「第六条第八項」に、「第五条第四項」を「第七条第四項」に、「第五条第三項」を「第七条第三項」に改め、「限り、」の下に「法第四条第十四号に規定する」を加え、「第七条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条第二項中「第四条第一項」を「第六条第一項」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第五条第四項」を「第七条第四項」に、「第二十六条」を「第二十九条」に、「第四条第十一項」を「第六条第十一項」に改め、同条第三項中「第四条第一項」を「第六条第一項」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第七条第一項」を「第九条第一項」に、「第二十六条」を「第二十九条」に改め、同条第四項中「第四条第一項」を「第六条第一項」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第七条第一項」を「第九条第一項」に、「第二十六条」を「第二十九条」に改め、「の地方農政局」の下に「又は北海道農政事務所」を、「地方農政局長」の下に「又は北海道農政事務所長」を加え、同条に次の七項を加える。

5 法第三十九条の規定による荷主事業所管大臣（法第三十八条第一項に規定する荷主事業所管大臣をいう。以下同じ。）の権限のうち財務大臣に属する権限（国税庁の所掌に係るものに限る。）は、荷主

(法第三十条第七号に規定する荷主をいう。以下同じ。)の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長(当該所在地が沖縄県の区域内にある場合にあつては、沖縄国税事務局長)又は税務署長に委任する。

6 法第三十九条の規定による荷主事業所管大臣の権限のうち農林水産大臣に属する権限は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務局長に委任する。

7 法第三十九条の規定による荷主事業所管大臣の権限のうち経済産業大臣に属する権限は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。

8 法第三十九条の規定による荷主事業所管大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)又は地方航空局長に委任する。

9 法第三十九条の規定による荷主事業所管大臣の権限のうち環境大臣に属する権限(環境省令で定める事業を行う荷主に係るものに限る。)は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務局長に委任する。

10 法第四十七条の規定による連鎖化事業所管大臣(法第四十六条第一項に規定する連鎖化事業所管大臣

をいう。次項において同じ。）の権限のうち農林水産大臣に属する権限は、連鎖化事業者（法第四十五条第一項に規定する連鎖化事業者をいう。次項において同じ。）の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所に委任する。

11 法第四十七条の規定による連鎖化事業所管大臣の権限のうち経済産業大臣に属する権限は、連鎖化事業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。

（道路運送車両法施行令の一部改正）

第二条 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第七項の表の上欄中「第三十七条第三項」を「第三十七条の二第三項」に改める。

（道路交通事業抵当法施行令の一部改正）

第三条 道路交通事業抵当法施行令（昭和二十七年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第六十六条第一項」を「第六十七条第一項」に改める。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正）

第四条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）の一部を次のように

改正する。

第三条第一項第一号ハ中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に、「第二条第十七号」を「第四条第十七号」に、「第四条第一項」を「第六条第一項」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に改める。

(経済産業省組織令の一部改正)

第五条 経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第九十一条第十号及び第百六十一条第五号中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に改める。

(国土交通省組織令の一部改正)

第六条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三号中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に、「港湾局」を「他局」に改める。

第三百三十三条第二号中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に

関する法律」に、「港湾局及び貨物流通事業課」を「他局及び他課」に改める。

第三百三十四条第四号中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第三号」を「物資の流通の効率化に関する法律第四条第三号」に改める。

第六十条第七号中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に改める。

(中小企業政策審議会令の一部改正)

第七条 中小企業政策審議会令(平成十二年政令第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中小企業経営支援分科会の項中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)第三条第三項」を「物資の流通の効率化に関する法律(平成十七年法律第八十五号)第五条第三項」に改める。

附 則

この政令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行の日(令和七年四月一日)から施行する。

理由

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴い、荷主に対する指導及び助言に関する荷主事業所管大臣の権限を地方支分部局の長に委任する等、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令その他の関係政令の規定の整備等を行う必要があるからである。

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 新旧対照条文 目次

○	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）（抄）（第一条関係）	1
○	道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）（抄）（第二条関係）	7
○	道路交通事業抵当法施行令（昭和二十七年政令第二百六十一号）（抄）（第三条関係）	9
○	独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）（抄）（第四条関係）	10
○	経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）（抄）（第五条関係）	11
○	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）（第六条関係）	12
○	中小企業政策審議会令（平成十二年政令第二百九十五号）（抄）（第七条関係）	14

○ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>物資の流通の効率化に関する法律施行令</p> <p>（中小企業者の範囲）</p> <p>第一条 物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「法」という。）第四条第十七号ホに規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数は、次の表のとおりとする。</p> <p>（表略）</p> <p>2 法第四条第十七号チの政令で定める組合及びその連合会は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>（特定流通業務施設の区分）</p> <p>第二条 法第六条第三項第一号の政令で定める区分は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 倉庫（倉庫業（倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第二条第二項の倉庫業をいう。第五条第三項第二号において同じ。）の用に供するものに限る。）</p> <p>三 前二号に掲げるもの以外の流通業務施設（法第四条第三号に規定する流通業務施設をいう。以下同じ。）であつて、中小企業流通業務総合効率化事業（中小企業者（同条第十七号に規定する中小企業者をいう。第四条第二項において同じ。）が実施する流通業務総合効率化事業（法第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。</p>	<p>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令</p> <p>（中小企業者の範囲）</p> <p>第一条 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第十七号ホに規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数は、次の表のとおりとする。</p> <p>（表略）</p> <p>2 法第二条第十七号チの政令で定める組合及びその連合会は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>（特定流通業務施設の区分）</p> <p>第二条 法第四条第三項第一号の政令で定める区分は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 倉庫（倉庫業の用に供するものに限る。）</p> <p>三 前二号に掲げるもの以外の流通業務施設であつて、中小企業者が実施する流通業務総合効率化事業（以下「中小企業流通業務総合効率化事業」という。）の用に供するもの</p>

）の用に供するもの

四 前三号に掲げるもの以外の流通業務施設

（貨物利用運送事業法の特例に係る組合又はその連合会）

第三条 法第十條第三項の政令で定める組合又はその連合会は、次のとおりとする。

一 六 （略）

（保険料率）

第四条 法第二十條第三項の政令で定める率（次項において「保険料率」という。）は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険及び同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（次項において「無担保保険」という。）にあつては〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下この項において同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この項において同じ。）の場合、〇・三五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合、〇・一五パーセント）とする。

2 （略）

（主務大臣）

第五条 法第五條第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、同條第一項に規定する基本方針のうち、同條第二項第四号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、同項第五号に掲げる

四 前三号に掲げるもの以外の流通業務施設

（貨物利用運送事業法の特例に係る組合又はその連合会）

第三条 法第八條第三項の政令で定める組合又はその連合会は、次のとおりとする。

一 六 （略）

（保険料率）

第四条 法第十八條第三項の政令で定める率（次項において「保険料率」という。）は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険及び同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（次項において「無担保保険」という。）にあつては〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下この項において同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この項において同じ。）の場合、〇・三五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合、〇・一五パーセント）とする。

2 （略）

（主務大臣）

第五条 法第三條第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、基本方針のうち、同條第二項第四号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、同項第五号に掲げる事項に係る部分につ

事項に係る部分については経済産業大臣とし、その他の部分については国土交通大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣とする。

2 法第六條第一項並びに第四項及び第十項（これらの規定を法第七條第四項において準用する場合を含む。第七條において同じ。）

）、第七條第一項及び第二項並びに第二十九條における主務大臣は、次の各号に掲げる流通業務総合効率化事業の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。ただし、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二条第十二号に規定する貨客運送効率化事業又は港湾流通拠点地区（法第四條第五号に規定する港湾流通拠点地区をいう。以下同じ。）において特定流通業務施設（法第四條第三号に規定する特定流通業務施設をいう。以下同じ。）の整備を行う事業を含む流通業務総合効率化事業については、当該各号に定める大臣及び国土交通大臣とする。

一 中小企業流通業務総合効率化事業 イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める大臣

イ（略）

ロ 食品等生産業者等（法第四條第十八号に規定する食品等生産業者等をいう。以下この項において同じ。）が実施するもの 経済産業大臣及び農林水産大臣

ハ（略）

二 前号に掲げるもの以外の流通業務総合効率化事業 イからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める大臣

イ・ロ（略）

ハ 食品等生産業者等が実施するもののうち、法第四條第一号に規定する流通業務の効率化を図るための情報処理システム、設備又は一連の措置（物資の種類を問わず利用し、又は実施し得るものに限る。）を導入するもの 経済産業大臣及び農林水産大臣

ニ（略）

ては経済産業大臣とし、その他の部分については国土交通大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣とする。

2 法第四條第一項並びに第四項及び第十項（これらの規定を法第五條第四項において準用する場合を含む。第七條において同じ。）

）、第五條第一項及び第二項並びに第二十六條における主務大臣は、次の各号に掲げる流通業務総合効率化事業の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。ただし、貨客運送効率化事業又は港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業を含む流通業務総合効率化事業については、当該各号に定める大臣及び国土交通大臣とする。

一 中小企業流通業務総合効率化事業 イからハまでの区分に応じ、それぞれイからハまでに定める大臣

イ（略）

ロ 食品等生産業者等が実施するもの 経済産業大臣及び農林水産大臣

ハ（略）

二 前号に掲げるもの以外の流通業務総合効率化事業 イからニまでの区分に応じ、それぞれイからニまでに定める大臣

イ・ロ（略）

ハ 食品等生産業者等が実施するもののうち、物資の流通の効率化を図るための情報処理システム、設備又は一連の措置（物資の種類を問わず利用し、又は実施し得るものに限る。）を導入するもの 経済産業大臣及び農林水産大臣

ニ（略）

3 法第九條第一項及び第二項における主務大臣は、次の各号に掲げる特定流通業務施設の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一 四 (略)

(都道府県が処理する事務)

第六條 法第六條第一項及び第四項(法第七條第四項において準用する場合を含む。)、第七條第一項及び第二項、第九條第一項及び第二項並びに第二十九條の規定による主務大臣の権限に属する事務のうち経済産業大臣の権限(一の都道府県の区域内のみにおいて実施される中小企業流通業務総合効率化事業に係るものに限る。)に属する事務は、当該区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。この場合においては、当該事務に係る主務大臣に関するこれらの規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

(権限の委任)

第七條 法第六條第一項、第四項及び第十項、第七條第一項及び第二項並びに第二十九條の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限並びに法第六條第八項、第九項及び第十二項(これらの規定を法第七條第四項において準用する場合を含む。)並びに第七條第三項の規定による国土交通大臣の権限(いずれも一の地方運輸局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るもの)に限り、法第四條第十四号に規定する貨物軌道事業に係るもの及び港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るものを除く。)並びに法第九條第一項及び第二項の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限(当該区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。)は、当該区域を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)に委任する。

3 法第七條第一項及び第二項における主務大臣は、次の各号に掲げる特定流通業務施設の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一 四 (略)

(都道府県が処理する事務)

第六條 法第四條第一項及び第四項(法第五條第四項において準用する場合を含む。)、第五條第一項及び第二項、第七條第一項及び第二項並びに第二十六條の規定による主務大臣の権限に属する事務のうち経済産業大臣の権限(一の都道府県の区域内のみにおいて実施される中小企業流通業務総合効率化事業に係るものに限る。)に属する事務は、当該区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。この場合においては、当該事務に係る主務大臣に関するこれらの規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

(権限の委任)

第七條 法第四條第一項、第四項及び第十項、第五條第一項及び第二項並びに第二十六條の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限並びに法第四條第八項、第九項及び第十二項(これらの規定を法第五條第四項において準用する場合を含む。)並びに第五條第三項の規定による国土交通大臣の権限(いずれも一の地方運輸局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るもの)に限り、貨物軌道事業に係るもの及び港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るものを除く。)並びに法第七條第一項及び第二項の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限(当該区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。)は、当該区域を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)に委任する。

2 法第六條第一項、第四項及び第十項、第七條第一項及び第二項並びに第二十九條の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限並びに法第六條第八項（法第七條第四項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の権限（いずれも一の地方整備局又は北海道開発局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るもののうち港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るものに限る。）並びに法第六條第十一項及び第十三項（これらの規定を法第七條第四項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の権限（当該区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）は、当該区域を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。

3 法第六條第一項、第四項及び第十項、第七條第一項及び第二項、第九條第一項及び第二項並びに第二十九條の規定による主務大臣の権限のうち経済産業大臣に属する権限（一の経済産業局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限り、中小企業流通業務総合効率化事業に係るものを除く。）は、当該区域を管轄する経済産業局長に委任する。

4 法第六條第一項、第四項及び第十項、第七條第一項及び第二項、第九條第一項及び第二項並びに第二十九條の規定による主務大臣の権限のうち農林水産大臣に属する権限（一の地方農政局又は北海道農政事務所の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）は、当該区域を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所に委任する。

5 法第三十九條の規定による荷主事業所管大臣（法第三十八條第一項に規定する荷主事業所管大臣をいう。以下同じ。）の権限のうち財務大臣に属する権限（国税庁の所掌に係るものに限る。）は、荷主（法第三十條第七号に規定する荷主をいう。以下同じ。）の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長（当該所在地が沖

2 法第四條第一項、第四項及び第十項、第五條第一項及び第二項並びに第二十六條の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限並びに法第四條第八項（法第五條第四項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の権限（いずれも一の地方整備局又は北海道開発局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るもののうち港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るものに限る。）並びに法第四條第十一項及び第十三項（これらの規定を法第五條第四項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の権限（当該区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）は、当該区域を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。

3 法第四條第一項、第四項及び第十項、第五條第一項及び第二項、第七條第一項及び第二項並びに第二十六條の規定による主務大臣の権限のうち経済産業大臣に属する権限（一の経済産業局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限り、中小企業流通業務総合効率化事業に係るものを除く。）は、当該区域を管轄する経済産業局長に委任する。

4 法第四條第一項、第四項及び第十項、第五條第一項及び第二項、第七條第一項及び第二項並びに第二十六條の規定による主務大臣の権限のうち農林水産大臣に属する権限（一の地方農政局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）は、当該区域を管轄する地方農政局長に委任する。

（新設）

	<p>縄島の区域内にある場合にあつては、沖縄国税事務所長)又は税務署長に委任する。</p>	
6	<p>法第三十九条の規定による荷主事業所管大臣の権限のうち農林水産大臣に属する権限は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任する。</p>	(新設)
7	<p>法第三十九条の規定による荷主事業所管大臣の権限のうち経済産業大臣に属する権限は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。</p>	(新設)
8	<p>法第三十九条の規定による荷主事業所管大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)又は地方航空局長に委任する。</p>	(新設)
9	<p>法第三十九条の規定による荷主事業所管大臣の権限のうち環境大臣に属する権限(環境省令で定める事業を行う荷主に係るものに限る。)は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長に委任する。</p>	(新設)
10	<p>法第四十七条の規定による連鎖化事業所管大臣(法第四十六条第一項に規定する連鎖化事業所管大臣をいう。次項において同じ。)の権限のうち農林水産大臣に属する権限は、連鎖化事業者(法第四十五条第一項に規定する連鎖化事業者をいう。次項において同じ。)の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任する。</p>	(新設)
11	<p>法第四十七条の規定による連鎖化事業所管大臣の権限のうち経済産業大臣に属する権限は、連鎖化事業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。</p>	(新設)

○ 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行												
<p>（権限の委任） 第十五条（略） 2～6（略） 7 第二項の場合において、次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="248 624 1077 1396"> <thead> <tr> <th data-bbox="248 624 696 662">（略）</th> <th data-bbox="701 624 840 662">（略）</th> <th data-bbox="844 624 1077 662">（略）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="248 665 696 1396"> 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四十一条第三項及び第四項（これらの規定を同法第四十三条第五項及び第八十一条第二項、タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第五十二条第二項、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十七条の十八第七項（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）並びに特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第十七条の三第二項において準用する </td> <td data-bbox="701 665 840 1396"> 国土交通大臣 </td> <td data-bbox="844 665 1077 1396"> 自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長 </td> </tr> </tbody> </table>	（略）	（略）	（略）	道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四十一条第三項及び第四項（これらの規定を同法第四十三条第五項及び第八十一条第二項、タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第五十二条第二項、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十七条の十八第七項（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）並びに特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第十七条の三第二項において準用する	国土交通大臣	自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長	<p>（権限の委任） 第十五条（略） 2～6（略） 7 第二項の場合において、次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1167 624 1995 1396"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 624 1615 662">（略）</th> <th data-bbox="1619 624 1758 662">（略）</th> <th data-bbox="1762 624 1995 662">（略）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 665 1615 1396"> 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四十一条第三項及び第四項（これらの規定を同法第四十三条第五項及び第八十一条第二項、タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第五十二条第二項、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十七条の十八第七項（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）並びに特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第十七条の三第二項において準用する </td> <td data-bbox="1619 665 1758 1396"> 国土交通大臣 </td> <td data-bbox="1762 665 1995 1396"> 自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長 </td> </tr> </tbody> </table>	（略）	（略）	（略）	道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四十一条第三項及び第四項（これらの規定を同法第四十三条第五項及び第八十一条第二項、タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第五十二条第二項、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十七条の十八第七項（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）並びに特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第十七条の三第二項において準用する	国土交通大臣	自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長
（略）	（略）	（略）											
道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四十一条第三項及び第四項（これらの規定を同法第四十三条第五項及び第八十一条第二項、タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第五十二条第二項、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十七条の十八第七項（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）並びに特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第十七条の三第二項において準用する	国土交通大臣	自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長											
（略）	（略）	（略）											
道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四十一条第三項及び第四項（これらの規定を同法第四十三条第五項及び第八十一条第二項、タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第五十二条第二項、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十七条の十八第七項（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）並びに特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第十七条の三第二項において準用する	国土交通大臣	自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長											

場合を含む。)並びに貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第三十四条第三項及び第四項(これらの規定を同法第三十五条第六項及び第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。)	(略)	(略)
---	-----	-----

場合を含む。)並びに貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第三十四条第三項及び第四項(これらの規定を同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。)	(略)	(略)
---	-----	-----

○ 道路交通事業抵当法施行令（昭和二十七年政令第二百六十一号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第二条 法第十八条第一項ただし書に規定する国土交通大臣の職権のうち、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業並びに一般貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第六十七条第一項の規定により許可の取消しの権限が地方運輸局長に委任されている場合に限る。）及び第二種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第五十七条の規定により許可の取消しの権限が地方運輸局長に委任されている場合に限る。）に関するものは、地方運輸局長に委任する。</p>	<p>第二条 法第十八条第一項ただし書に規定する国土交通大臣の職権のうち、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業並びに一般貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第六十六条第一項の規定により許可の取消しの権限が地方運輸局長に委任されている場合に限る。）及び第二種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第五十七条の規定により許可の取消しの権限が地方運輸局長に委任されている場合に限る。）に関するものは、地方運輸局長に委任する。</p>

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務の範囲等）</p> <p>第三条 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号ロに掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う都道府県に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。</p> <p>一 次に掲げる中小企業者の事業の連携に係る事業</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ <u>物質の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四条第十七号に規定する中小企業者が実施しようとする同条第二号に規定する流通業務総合効率化事業</u>についての計画であつて同法<u>第六条第一項の認定を受けたもの（同法第七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）</u>に従つて行う当該流通業務総合効率化事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの</p> <p>二～四 （略）</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>（業務の範囲等）</p> <p>第三条 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号ロに掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う都道府県に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。</p> <p>一 次に掲げる中小企業者の事業の連携に係る事業</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ <u>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二条第十七号に規定する中小企業者が実施しようとする同条第二号に規定する流通業務総合効率化事業</u>についての計画であつて同法<u>第四条第一項の認定を受けたもの（同法第五条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）</u>に従つて行う当該流通業務総合効率化事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの</p> <p>二～四 （略）</p> <p>2～5 （略）</p>

○ 経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（消費・流通政策課の所掌事務）</p> <p>第九十一条 消費・流通政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～九 （略）</p> <p>十 物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の施行に関する事務で経済産業省の所掌に属するもの に関する事 務で経済産業省の所掌に属するもの（中小企業庁の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十一 （略）</p> <p>（商業課の所掌事務）</p> <p>第百六十一条 商業課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 物資の流通の効率化に関する法律の施行に関する事 務に関する事 務（中小企業者が実施する流通業務総合効率化事業に関する事に限 る。）。</p>	<p>（消費・流通政策課の所掌事務）</p> <p>第九十一条 消費・流通政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～九 （略）</p> <p>十 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七 年法律第八十五号）の施行に関する事務で経済産業省の所掌に 属するものに関する事 務（中小企業庁の所掌に属するものを除 く。）。</p> <p>十一 （略）</p> <p>（商業課の所掌事務）</p> <p>第百六十一条 商業課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に 関 する事 務（中小企業者が実施する流通業務総合効率化事業に 関する事に限る。）。</p>

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（物流・自動車局の所掌事務）</p> <p>第十二条 物流・自動車局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 <u>物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するもの</u> に関する事（<u>他局の所掌に属するものを除く。</u>）。</p> <p>四〇十九 （略）</p>	<p>（物流・自動車局の所掌事務）</p> <p>第十二条 物流・自動車局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 <u>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するもの</u> に関する事（<u>港灣局の所掌に属するものを除く。</u>）。</p> <p>四〇十九 （略）</p>
<p>（物流政策課の所掌事務）</p> <p>第三百三十三条 物流政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>物資の流通の効率化に関する法律の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するもの</u> に関する事（<u>他局及び他課の所掌に属するものを除く。</u>）。</p>	<p>（物流政策課の所掌事務）</p> <p>第三百三十三条 物流政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するもの</u> に関する事（<u>港灣局及び貨物流通事業課の所掌に属するものを除く。</u>）。</p>
<p>（貨物流通事業課の所掌事務）</p> <p>第三百三十四条 貨物流通事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇三 （略）</p> <p>四 <u>物資の流通の効率化に関する法律第四条第三号に規定する特定流通業務施設（港灣流通拠点地区（同条第五号に規定する港灣流通拠点地区をいう。第六十条第七号において同じ。）に係るものを除く。）</u> に関する事。</p> <p>五〇八 （略）</p>	<p>（貨物流通事業課の所掌事務）</p> <p>第三百三十四条 貨物流通事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇三 （略）</p> <p>四 <u>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第三号に規定する特定流通業務施設（港灣流通拠点地区（同条第五号に規定する港灣流通拠点地区をいう。第六十条第七号において同じ。）に係るものを除く。）</u> に関する事。</p> <p>五〇八 （略）</p>

(産業港湾課の所掌事務)

第一百六十条 産業港湾課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜六 (略)

七 物資の流通の効率化に関する法律の施行に関する事(港湾流通拠点地区に関する事に限る。)

八〜十 (略)

(産業港湾課の所掌事務)

第一百六十条 産業港湾課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜六 (略)

七 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に関する事(港湾流通拠点地区に関する事に限る。)

八〜十 (略)

○ 中小企業政策審議会令（平成十二年政令第二百九十五号）（抄）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>（分科会）</p> <p>第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>		<p>（分科会）</p> <p>第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	
名 称	所 掌 事 務	名 称	所 掌 事 務
中小企業経営支援分科会	<p>一 (略)</p> <p>二 中小企業支援法（昭和三十八年法律第一百七号）、小規模企業共済法（昭和三十九年法律第百二号）第九条第五項、下請中小企業振興法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十七条第三項、中小小売商業振興法（昭和三十八年法律第百一号）第三条第三項、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第三条第三項、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第三条第三項、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）、<u>物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第五条第三項</u>、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第三条第三項、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（</p>	中小企業経営支援分科会	<p>一 (略)</p> <p>二 中小企業支援法（昭和三十八年法律第一百七号）、小規模企業共済法（昭和三十九年法律第百二号）第九条第五項、下請中小企業振興法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十七条第三項、中小小売商業振興法（昭和三十八年法律第百一号）第三条第三項、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第三条第三項、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第三条第三項、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）、<u>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第三条第三項</u>、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第三条第三項、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進</p>

2 ～ 6 (略)

(略)	平成二十一年法律第八十号) 第三条第三項及び産業競争力強化法 (平成二十五年法律第九十八号) の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
(略)	(略)

2 ～ 6 (略)

(略)	に関する法律 (平成二十一年法律第八十号) 第三条第三項及び産業競争力強化法 (平成二十五年法律第九十八号) の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
(略)	(略)

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する
政令案 参照条文 目次

○	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）（抄）	1
○	物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）（抄）（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）による改正後の条文）	3
○	倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）（抄）	11
○	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）（抄）	12
○	道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）（抄）	12
○	道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（抄）	14
○	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（抄）（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）による改正後の条文）	16
○	道路交通事業抵当法施行令（昭和二十七年政令第二百六十一号）（抄）	17
○	道路交通事業抵当法（昭和二十七年法律第二百四号）（抄）	17
○	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）（抄）	18
○	独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第八十二号）（抄）	18
○	独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百四十七号）（抄）	18
○	経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）（抄）	19
○	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）	20
○	国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	21
○	中小企業政策審議会令（平成十二年政令第二百九十五号）（抄）	21

○ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）（抄）

（中小企業者の範囲）

第一条 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第十七号ホに規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数は、次の表のとおりとする。

（表略）

2 法第二条第十七号チの政令で定める組合及びその連合会は、次のとおりとする。

一～三 （略）

（特定流通業務施設の区分）

第二条 法第四条第三項第一号の政令で定める区分は、次のとおりとする。

一 （略）

二 倉庫（倉庫業の用に供するものに限る。）

三 前二号に掲げるもの以外の流通業務施設であつて、中小企業者が実施する流通業務総合効率化事業（以下「中小企業流通業務総合効率化事業」という。）の用に供するもの

四 （略）

（貨物利用運送事業法の特例に係る組合又はその連合会）

第三条 法第八条第三項の政令で定める組合又はその連合会は、次のとおりとする。

一～六 （略）

（保険料率）

第四条 法第十八条第三項の政令で定める率（次項において「保険料率」という。）は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険及び同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（次項において「無担保保険」という。）にあっては○・四一パーセント（手形割引等特殊保証（同法第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下この項において同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同法第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この項において同じ。）の場合、○・三五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあっては○・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、○・一五パーセント）とする。

2 （略）

(主務大臣)

第五条 法第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項第四号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、同項第五号に掲げる事項に係る部分については経済産業大臣とし、その他の部分については国土交通大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣とする。

2 法第四条第一項並びに第四項及び第十項（これらの規定を法第五条第四項において準用する場合を含む。第七条において同じ。）、第五条第一項及び第二項並びに第二十六条における主務大臣は、次の各号に掲げる流通業務総合効率化事業の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。ただし、貨客運送効率化事業又は港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業を含む流通業務総合効率化事業については、当該各号に定める大臣及び国土交通大臣とする。

一 中小企業流通業務総合効率化事業 イからハまでの区分に応じ、それぞれイからハまでに定める大臣

イ (略)

ロ 食品等生産業者等が実施するもの 経済産業大臣及び農林水産大臣

ハ (略)

二 前号に掲げるもの以外の流通業務総合効率化事業 イからニまでの区分に応じ、それぞれイからニまでに定める大臣

イ・ロ (略)

ハ 食品等生産業者等が実施するもののうち、物資の流通の効率化を図るための情報処理システム、設備又は一連の措置（物資の種類を問わず利用し、又は実施し得るものに限る。）を導入するもの 経済産業大臣及び農林水産大臣

ニ (略)

3 法第七条第一項及び第二項における主務大臣は、次の各号に掲げる特定流通業務施設の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一〜四 (略)

(都道府県が処理する事務)

第六条 法第四条第一項及び第四項（法第五条第四項において準用する場合を含む。）、第五条第一項及び第二項、第七条第一項及び第二項並びに第二十六条の規定による主務大臣の権限に属する事務のうち経済産業大臣の権限（一の都道府県の区域内のみにおいて実施される中小企業流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）に属する事務は、当該区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。この場合においては、当該事務に係る主務大臣に関するこれらの規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

(権限の委任)

第七条 法第四条第一項、第四項及び第十項、第五条第一項及び第二項並びに第二十六条の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限並びに法第四条第八項、第九項及び第十二項（これらの規定を法第五条第四項において準用する場合を含む。）並びに第五条第三項の規

定による国土交通大臣の権限（いずれも一の地方運輸局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限り、貨物軌道事業に係るもの及び港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るものを除く。）並びに法第七条第一項及び第二項の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限（当該区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限り、）は、当該区域を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に委任する。

2 法第四条第一項、第四項及び第十項、第五条第一項及び第二項並びに第二十六条の規定による主務大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限並びに法第四条第八項（法第五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の権限（いずれも一の地方整備局又は北海道開発局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものうち港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るものに限る。）並びに法第四条第十一項及び第十三項（これらの規定を法第五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の権限（当該区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）は、当該区域を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。

3 法第四条第一項、第四項及び第十項、第五条第一項及び第二項、第七条第一項及び第二項並びに第二十六条の規定による主務大臣の権限のうち経済産業大臣に属する権限（一の経済産業局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るもの）に限り、中小企業流通業務総合効率化事業に係るものを除く。）は、当該区域を管轄する経済産業局長に委任する。

4 法第四条第一項、第四項及び第十項、第五条第一項及び第二項並びに第二十六条の規定による主務大臣の権限のうち農林水産大臣に属する権限（一の地方農政局の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）は、当該区域を管轄する地方農政局長に委任する。

○ 物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）（抄）（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）による改正後の条文）

（定義）

第四条 この章において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 流通業務 輸送、荷役、保管、荷さばき、流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。以下同じ。）その他の物資の流通に関する行為であつて、業として行われるものをいう。

二 流通業務総合効率化事業 二以上の者が連携して、輸送、荷役、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことによる流通業務の総合化を図るとともに、輸送網の集約、効率性の高い輸送手段の選択、配送の共同化その他の輸送の合理化を行うことによる流通業務の効率化を図る事業（当該事業の用に供する特定流通業務施設の整備を行う事業を含む。）であつて、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資するともに、流通業務の省力化を伴うものをいう。

三 特定流通業務施設 流通業務施設（トラックターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋をいう。）であつて、高速自動車国道、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地し、物資の搬入及び搬出の円滑化を図るための情報処

理システムその他の輸送の合理化を図るための設備並びに流通加工の用に供する設備を有するものをいう。

四 (略)

五 港湾流通拠点地区 第八条第一項の規定により指定された地区をいう。

六 十三 (略)

十四 貨物軌道事業 軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道事業のうち貨物の運送を行うものをいう。

十五 十六 (略)

十七 中小企業者 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(ロからニまでに掲げる業種及びホの政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

ロ 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(ホの政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

ハ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(ホの政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

ニ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(ホの政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

ホ 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

ヘ 企業組合

ト 協業組合

チ 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

十八 食品等生産業者等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 食品等(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号)第二条第一項の食品等をいう。)の生産又は販売の事業を行う者

ロ 農業協同組合その他の農林水産省令で定める法人でイに掲げる者を直接又は間接の構成員とするもの

ハ 卸売市場を開設する者

(基本方針)

第五条 主務大臣は、流通業務総合効率化事業の実施に関し、基本的な方針(以下この章において「基本方針」という。)を定めるものとする。
2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 港湾流通拠点地区に関する事項

五 中小企業者が実施する流通業務総合効率化事業に関する事項

六 (略)

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、環境大臣に協議するとともに、前項第五号に係る部分については中小企業政策審議会の意見を聴くものとする。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(総合効率化計画の認定)

第六条 流通業務総合効率化事業を実施しようとする者(当該流通業務総合効率化事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。以下「総合効率化事業者」という。)は、共同して、その実施しようとする流通業務総合効率化事業についての計画(以下「総合効率化計画」という。)を作成し、これを主務大臣に提出して、その総合効率化計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 総合効率化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 流通業務総合効率化事業の目標

二 流通業務総合効率化事業の内容

三 流通業務総合効率化事業の実施時期

四 流通業務総合効率化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 流通業務総合効率化事業に係る貨物利用運送事業法第十一条(同法第三十四条第一項において準用する場合を含む。)又は鉄道事業法第十

八条に規定する運輸に関する協定を締結するときは、その内容

六 流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業に該当するものを実施するときは、その関係地方公共団体

3 総合効率化計画には、前項各号に掲げる事項のほか、流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の整備に関する次に掲げる事項を記載することができる。

一 当該特定流通業務施設の政令で定める区分の別並びに規模、構造及び設備その他の当該特定流通業務施設の整備の内容

二 当該特定流通業務施設の用に供する土地の所在及び面積

三 その他主務省令で定める事項

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その総合効率化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 総合効率化計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 総合効率化計画に記載された事項が流通業務総合効率化事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 総合効率化計画に記載された事業のうち、第一種貨物利用運送事業に該当するものについては、当該事業を実施する者が貨物利用運送事業

法第六条第一項各号(第五号を除く。)のいずれにも該当しないこと。

- 四 総合効率化計画に記載された事業のうち、第二種貨物利用運送事業（外国人国際第二種貨物利用運送事業を除く。以下この号において同じ。）に該当するものについては、当該事業を実施する者が貨物利用運送事業法第二十二条各号のいずれにも該当せず、かつ、その総合効率化計画に記載された第二種貨物利用運送事業の内容が同法第二十三条各号に掲げる基準に適合すること。
- 五 総合効率化計画に記載された事業のうち、一般貨物自動車運送事業に該当するものについては、当該事業を実施する者が貨物自動車運送事業法第五条各号のいずれにも該当せず、かつ、その総合効率化計画に記載された一般貨物自動車運送事業の内容が同法第六条各号に掲げる基準に適合すること。
- 六 総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物運送一般旅客定期航路事業に該当するものについては、その総合効率化計画に記載された貨物運送一般旅客定期航路事業の内容が海上運送法第四条各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該事業を実施する者が同法第五条各号のいずれにも該当しないこと。
- 七 総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物鉄道事業に該当するものについては、その総合効率化計画に記載された貨物鉄道事業の内容が鉄道事業法第五条第一項各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該事業を実施する者が同法第六条各号のいずれにも該当しないこと。
- 八 総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物軌道事業に該当するものについては、その総合効率化計画に記載された貨物軌道事業の内容が軌道法第三条の特許の基準に適合すること。
- 九 総合効率化計画に記載された事業のうち、トラックターミナル事業に該当するものについては、当該事業を実施する者が自動車ターミナル法第五条各号のいずれにも該当せず、かつ、その総合効率化計画に記載されたトラックターミナル事業の内容が同法第六条各号に掲げる基準に適合すること。
- 十 総合効率化計画に記載された事業のうち、倉庫業に該当するものについては、当該事業を実施する者が倉庫業法第六条第一項各号のいずれにも該当しないこと。
- 十一 総合効率化計画に記載された事業のうち、貨客運送効率化事業に該当するものについては、その総合効率化計画に記載された貨客運送効率化事業の内容が、関係地方公共団体が実施する地域公共交通（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二条第一号に規定する地域公共交通をいう。）に関する施策と調和したものであること。
- 十二 総合効率化計画に前項各号に掲げる事項が記載されている場合には、同項の特定流通業務施設の立地、規模、構造及び設備が同項第一号の区分に従い主務省令で定める基準に適合すること。
- 五 流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業（地域公共交通計画（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第五条第一項に規定する地域公共交通計画をいう。以下同じ。）に定められたものに限る。）に該当するものが記載された総合効率化計画に対する前項の規定の適用については、同項中「次の各号」とあるのは、「次の各号（第十一号を除く。）」とする。
- 六 国土交通大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、総合効率化計画に記載された事業のうち外国人国際第二種貨物利用運送事業に該当するものについては、その総合効率化計画の認定において、国際約束を誠実に履行するとともに、国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業の分野において公正な事業活動が行われ、その健全な発達が確保されるよう配慮するものとする。
- 七 国土交通大臣は、軌道法第三条の特許を要する事業が記載された総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、運輸審議会に

諮るものとする。

8 国土交通大臣は、総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより関係する道路管理者（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下この項において同じ。）に、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する都道府県公安委員会に、それぞれ意見を聴くものとする。ただし、道路管理者の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令で定める場合、又は都道府県公安委員会の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。

9 国土交通大臣は、流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業（地域公共交通計画に定められたものを除く。）に該当するものが記載された総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、関係地方公共団体に意見を聴くものとする。

10 主務大臣は、第三項各号に掲げる事項が記載された総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、都道府県知事の意見を聴くものとする。

11 国土交通大臣は、第三項各号に掲げる事項（港湾流通拠点地区において同項の特定流通業務施設の整備を行うものに係るものに限る。第十三項において同じ。）が記載された総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、当該港湾流通拠点地区を指定した港湾管理者に協議し、その同意を得るものとする。

12 国土交通大臣は、流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業に該当するものが記載された総合効率化計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨及び当該総合効率化計画に記載された事項を当該関係地方公共団体に通知するものとする。

13 国土交通大臣は、第三項各号に掲げる事項が記載された総合効率化計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該港湾流通拠点地区を指定した港湾管理者に通知するものとする。

14 第一項の認定に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（総合効率化計画の変更等）

第七条 前条第一項の規定による総合効率化計画の認定を受けた総合効率化事業者（以下「認定総合効率化事業者」という。）は、当該認定に係る総合効率化計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、前条第一項の認定に係る総合効率化計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定総合効率化計画」という。）が同条第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画に従つて事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 国土交通大臣は、流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業（地域公共交通計画に定められたものに限る。）に該当するものが記載された認定総合効率化計画の認定を前項の規定により取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該関係地方公共団体に通知するものとする。

4 前条第四項から第十四項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、同条第七項中「軌道法第三条の特許」とあるのは、「軌道法第十六条第一項（軌道の譲渡に係る部分に限る。）若しくは第二十二条ノ二の許可又は同法第二十二条の認可」と読み替えるものとする。

(港湾流通拠点地区)

第八条 港湾法第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、基本方針に基づき、臨港地区(同条第四項の臨港地区をいう。)及び港湾区域(同条第三項の港湾区域をいう。)内の公有水面の埋立てに係る埋立地(公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第二項の竣功認可の告示があつた日から一定期間を経過したものの他の国土交通省令で定めるものを除く。)のうち、貨物取扱量、港湾施設(港湾法第二条第五項の港湾施設をいう。)の整備の状況、土地利用の動向等を勘案し、特定流通業務施設の立地を促進するために適当と認められる地区を港湾流通拠点地区として指定することができる。

2 (略)

(特定流通業務施設の確認)

第九条 総合効率化事業者が実施する流通業務総合効率化事業の用に供するため特定流通業務施設を整備しようとする者は、当該整備しようとする特定流通業務施設の計画が第六条第四項第十二号の主務省令で定める基準に適合するものであることについて、主務省令で定めるところにより主務大臣の確認を申請することができる。

2 主務大臣は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る計画が第六条第四項第十二号の基準に適合すると認めるときは、確認をするものとする。

3 (略)

(貨物利用運送事業法の特例)

第十条 (略)

2 (略)

3 認定総合効率化事業者が事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて政令で定めるもの又は一般社団法人(以下「組合等」という。)である場合にあつては、当該認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画に従つて行う第一種貨物利用運送事業であつて荷主を認定総合効率化事業者たる組合等の構成員に限定して行うものについては、貨物利用運送事業法第八条第一項及び第九条(同法第十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

4 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第二十条 (略)

2 (略)

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、流通業務総合効率化関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信

用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第二十九条 主務大臣は、認定総合効率化事業者に対し、認定総合効率化事業の実施状況について報告を求めることができる。

(定義)

第三十条 この章において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〜六 (略)

七 荷主 第一種荷主及び第二種荷主をいう。

八 第一種荷主 自らの事業（貨物の運送の事業を除く。）に関して継続して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者（第一種貨物利用

運送事業者、第二種貨物利用運送事業者及び貨物利用運送事業法第四十六条第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者をいう。

以下同じ。）に貨物の運送を行わせることを内容とする契約（貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約を除く。）を締結する者をいう。

九 第二種荷主 次に掲げる者をいう。

イ 自らの事業（貨物の運送及び保管の事業を除く。ロにおいて同じ。）に関して継続して貨物（自らが貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託する貨物を除く。ロ及び第三十七条第四項において同じ。）を運転者（他の者に雇用されている運転者に限る。以下この号において同じ。）から受け取る者又は他の者をして運転者から受け取らせる者

ロ 自らの事業に関して継続して貨物を運転者に引き渡す者又は他の者をして運転者に引き渡させる者

十 (略)

(荷主の努力義務)

第三十七条 第一種荷主は、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に貨物の運送を委託する場合（貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行うことを委託する場合を除く。）には、当該貨物を運送する運転者の荷待ち時間等の短縮及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加を図るため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 貨物の運送の委託の時から貨物を引き渡し、又は受け取るべき時まで、貨物自動車運送事業者等が他の貨物との積合せその他の措置により、その雇用する運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量を増加させることができるよう、貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を決定すること。

二 貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を決定するに当たっては、停留場所の敷その他の条件により定まる荷役をすることができる車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないようにすること。

三 運転者に荷役等を行わせる場合にあつては、パレットその他の荷役の効率化に資する輸送用器具（貨物自動車に積み込むものに限る。第三項において同じ。）を運転者が利用できるようにする措置その他の運転者の荷役等を省力化する措置

2・3 (略)

4 第二種荷主は、貨物を運転者から受け取り、若しくは他の者をして運転者から受け取らせ、又は運転者に引き渡し、若しくは他の者をして運転者に引き渡させる場合には、当該貨物を運送する運転者の荷待ち時間等の短縮及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加を図るため、次に掲げる措置(当該貨物の受渡しを行う日又は時刻及び時間帯を運転者に指示することができない場合にあつては、第三号に掲げる措置に限る。)を講ずるよう努めなければならない。

一 貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を運転者に指示するに当たつては、停留場所の数その他の条件により定まる荷役をすることができ、きる車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないようにすること。

二 第一種荷主が第一項第一号に掲げる措置を円滑に実施するため貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯について協議したい旨を申し出た場合にあつては、これに応じて、必要な協力をを行うこと。

三 運転者に荷役等を行わせる場合であり、かつ、運転者に荷役等の方法を指示することができる場合にあつては、貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するかどうかの検査の効率的な実施その他の運転者の荷役等を省力化する措置

5 (略)

(荷主の判断の基準となるべき事項)

第三十八条 荷主の行う事業を所管する大臣(以下「荷主事業所管大臣」という。)は、基本方針に基づき、主務省令で、前条第一項及び第四項に規定する措置に関し、荷主の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 (略)

(指導及び助言)

第三十九条 荷主事業所管大臣は、荷主の第三十七条第一項又は第四項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があるときは、当該荷主に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、当該措置の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

(連鎖化事業者の努力義務)

第四十五条 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業者を行う者であつて、当該契約に基づき、当該契約の相手方(以下この条において「連鎖対象者」という。)と運転者との間の貨物の受渡しの日及び時刻又は時間帯を運転者に指示することができるもの(以下「連鎖化事業者」という。)は、当該連鎖対象者が取り扱う貨物(当該連鎖対象者が貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託するもの並びに当該連鎖化事業者が当該契約に基づき受渡しの日又は時刻及び時間帯を運転者に指示することができないものを除く。以下この款において同じ。)について、当該連鎖対象者が運転者から受け取り、又は他の者をして運転者から受け取らせる場合には、当該貨物を運送する運転者の荷待ち時間の短縮及

び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加を図るため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を運転者に指示するに当たっては、停留場所の数その他の条件により定まる荷役をすることができ、る車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないようにすること。

二 第一種荷主が第三十七条第一項第一号に掲げる措置を円滑に実施するため貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯について協議したい旨を申し出た場合にあつては、これに応じて、必要な協力を行うこと。

2 (略)

(連鎖化事業者の判断の基準となるべき事項)

第四十六条 連鎖化事業者の行う事業を所管する大臣（以下「連鎖化事業所管大臣」という。）は、基本方針に基づき、主務省令で、前条第一項に規定する措置に関し、連鎖化事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 (略)

(指導及び助言)

第四十七条 連鎖化事業所管大臣は、連鎖化事業者の第四十五条第一項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該連鎖化事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、当該措置の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

(権限の委任)

第五十二条 第二章に規定する主務大臣の権限並びに前章第三節に規定する荷主事業所管大臣及び同章第五節第二款に規定する連鎖化事業所管大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

○ 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）（抄）

(定義)

第二条 この法律で「倉庫」とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物又は物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物を施した土地若しくは水面であつて、物品の保管の用に供するものをいう。

2 この法律で「倉庫業」とは、寄託を受けた物品の倉庫における保管（保護預りその他の他の営業に付随して行われる保管又は携帯品の一時預りその他の比較的短期間に限り行われる保管であつて、保管する物品の種類、保管の態様、保管期間等からみて第六条第一項第四号の基準に適合する施設又は設備を有する倉庫において行うことが必要でないと認められるものとして政令で定めるものを除く。）を行う営業をいう。

3 (略)

(登録の拒否)

第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一〜三 (略)

四 倉庫の施設又は設備が倉庫の種類に応じて国土交通省令で定める基準に適合しないとき。

五 (略)

2 (略)

○ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〜十一 (略)

十二 貨客運送効率化事業 旅客陸上運送事業（旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業をいう。第二十七条の八第二項において同じ。）及び貨物陸上運送事業（貨物鉄道事業（鉄道事業のうち貨物の運送に係るものをいう。第二十七條の六第三項において同じ。）、貨物軌道事業（軌道事業のうち貨物の輸送を行うものをいう。第二十七條の六第三項において同じ。）及び一般貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）による一般貨物自動車運送事業をいう。第二十七條の七第三項第八号において同じ。）をいう。）について、同一の車両又は自動車を用いて旅客及び貨物の運送を併せて行うことその他の方法により、これらの事業に係る車両、自動車、施設その他の経営資源を共用し、運送の効率化その他の経営の効率化を図るための事業であつて、当該旅客陸上運送事業の経営の安定に資するものをいう。

十三〜十六 (略)

○ 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）（抄）

(権限の委任)

第十五条 法に規定する国土交通大臣の権限で次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方運輸局長に委任する。

一 法第二章（第六条第二項、第十五条の二第三項（法第十六条第六項及び第六十九条の二第五項において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項、第二十四条の二、第二十九条及び第三十条を除く。）、第四十一条第二項（使用の本拠の位置が定められた自動車に取り付けられた装置に係るもの）に限り、当該自動車に係る法第九十九条の三第一項の許可（同条第二項において準用する法第七十八条第三項の規定による許可の条件の付与及び変更並びに法第九十九条の三第七項の規定による許可の取消しを含む。）に伴い当該装置について付され、又は変更さ

れる条件に係るものを除く。）、第四十三条第二項及び第五章（第六十三条第一項、第六十三条の二（第三項を除く。）、第六十三条の三、第六十三条の四第一項、第六十四条、第七十二条第二項、第七十四条第一項、第七十四条の二、第七十四条の三、第七十五条第一項及び第七項から第九項まで、第七十五条の二第一項及び第四項から第六項まで、第七十五条の三第一項及び第五項から第七項まで、第七十五条の五並びに第七十五条の六第一項を除く。）に規定する国土交通大臣の権限（次号から第四号までに掲げるものを除く。）、自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長

二 法第十一条第四項及び第六項、第十五条の二第四項（法第十六条第六項及び第六十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び第五項、第十六条第二項、第四項、第五項及び第七項、第十八条第三項（法第六十九条の三において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第四十一条第二項（予備検査を受けようとする自動車に取り付けられた装置に係るものに限る。）、第六十二条第一項及び第二項（法第六十三条第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条第二項及び第五項、第六十六条第二項（第二号に係る部分（構造等変更検査に係るものを除く。）に限る。）、第六十九条の二第一項、第三項本文、第四項及び第六項、第七十一条第一項及び第二項、第七十一条の二第一項（新規検査に係るものを除く。）、同条第二項において準用する法第五十四条第四項、第七十二条の三並びに第七十四条の五第一項に規定する国土交通大臣の権限並びにこれらの権限に係る法第七十二条第一項に規定する国土交通大臣の権限 最寄りの地方運輸局長

三 法第十八条第一項（法第六十九条の三において準用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣の権限 一時抹消登録の申請又は自動車検査証の返納が行われた時における当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長（法第十八条第三項（法第六十九条の三において準用する場合を含む。）の規定により当該自動車の所有者の変更が自動車登録ファイル（二輪の小型自動車にあつては、二輪自動車検査ファイル）に記録された場合にあつては、新所有者の住所地を管轄する地方運輸局長）

四 法第二十五条第一項、第二十六条第二項、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条の二第二項に規定する国土交通大臣の権限 自動車登録番号標交付代行者の事業場の所在地を管轄する地方運輸局長

2 法に規定する地方運輸局長の権限及び前項の規定により地方運輸局長に委任された権限で次の各号に掲げるものは、当該各号に定める運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

一 法第三十四条第二項（法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）並びに第五十四条の二第四項及び第五項に規定する地方運輸局長の権限並びに前項第二号の規定により地方運輸局長に委任された権限（法第四十一条第二項に係るものを除く。）、最寄りの運輸監理部長又は運輸支局長

二 法第三十六条の二第五項（法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する地方運輸局長の権限 自動車の回送を業とする者の営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長

三 法第四十三条第一項及び第九十七条の三第一項に規定する地方運輸局長の権限並びに前項第一号の規定により地方運輸局長に委任された権限（法第四十一条第二項及び第四十三条第二項に係るものを除く。）、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長

四 前項第三号の規定により地方運輸局長に委任された権限 一時抹消登録の申請又は自動車検査証の返納が行われた時における当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（法第十八条第三項（法第六十九条の三において準用する場合を含む。）の規定により当該自動車の所有者の変更が自動車登録ファイル（二輪の小型自動車にあつては、二輪自動車検査ファイル）に記録された場合にあつて

3 6 (略) は、新所有者の住所地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長)

7 第二項の場合において、次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四十一条第三項及び第四項（これらの規定を同法第四十三条第五項及び第八十一条第二項、タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第五十二条第二項、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十七条の十八第七項（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）並びに特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第十七条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三十条第三項及び第四項（これらの規定を同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
---	------------	------------

○ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）（抄）

第十八条 (略) (自動車登録ファイルの正確な記録を確保するための措置)

2 (略)

3 一時抹消登録を受けた自動車について所有者の変更があつたときは、新所有者は、政令で定めるところにより、当該所有者の変更について自動車登録ファイルに記録を受けることができる。

第三十四条 (略) (臨時運行の許可)

2 前項の臨時運行の許可は、地方運輸局長、市及び特別区の長並びに政令で定める町村の長（「行政庁」という。次条において同じ。）が行う。

(自動車の装置)

第四十一条 (略)

2 前項第二十号の「自動運行装置」とは、プログラム（電子計算機（入出力装置を含む。この項及び第九十九条の三第一項第一号を除き、以下同じ。）に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）により自動的に自動車を運行させるために必要な、自動車の運行時の状態及び周囲の状況を検知するためのセンサー並びに当該センサーから送信された情報を処理するための電子計算機及びプログラムを主たる構成要素とする装置であつて、当該装置ごとに国土交通大臣が付する条件で使用される場合において、自動車を運行する者の操縦に係る認知、予測、判断及び操作に係る能力の全部を代替する機能を有し、かつ、当該機能の作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置を備えるものをいう。

（自動車の保安上の技術基準についての制限の付加）

第四十三条 地方運輸局長は、勾配、曲折、ぬかるみ、積雪、結氷その他の路面の状況等により保安上危険な道路において主として運行する自動車の使用者に対し、当該自動車につき、第四十条の規定による同条各号についての制限、第四十一条第一項の規定による走行装置、制動装置、灯火装置若しくは警報装置についての制限又は前条の規定による乗車定員若しくは最大積載量についての制限を付加することができる。

2 地方運輸局長は、前項の行為をするときは、あらかじめ、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

第五十四条の二（略）

2・3（略）

4 第一項の規定による命令を受けた自動車の使用者は、当該命令を受けた日から十五日以内に、地方運輸局長に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行った当該自動車及び当該自動車に係る自動車検査証を提示しなければならない。

5 地方運輸局長は、前項の提示に係る自動車が保安基準に適合するに至ったときは、直ちに第一項の規定による命令を取り消さなければならない。

6・7（略）

（準用規定）

第六十九条の三 第十八条の規定は、自動車検査証が返納された検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について準用する。この場合において、同条中「自動車登録ファイル」とあるのは「第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイル又は二輪自動車検査ファイル」と、同条第一項中「第十六条第二項又は第四項」とあるのは「第六十九条の二第一項又は第三項」と、同条第二項中「次項」とあるのは「第六十九条の三において準用する第十八条第三項」と読み替えるものとする。

（車両番号標の表示の義務等）

第七十三条（略）

2 第三十四条から第三十六条の二までの規定は、検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車について準用する。この場合において、第三十四条第

一項及び第三十六条の二第一項中「第十九条」とあるのは「第七十三条第一項」と読み替える。

(検査対象外軽自動車の使用の届出等)

第九十七条の三 検査対象外軽自動車は、その使用者が、その使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に届け出て、車両番号の指定を受けなければ、これを運行の用に供してはならない。

2・3 (略)

○ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（抄）（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）による改正後の条文）

第三十四条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により自動車登録番号標（次項に規定する自動車に係るものを除く。）の返付を受けた者は、当該自動車登録番号標を当該自動車に取り付け、国土交通大臣の封印の取付けを受けなければならない。

4 国土交通大臣は、第一項の規定による命令に係る自動車であつて、道路運送車両法第十六条第一項の申請（同法第十五条の二第五項の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む。）に基づき一時抹消登録をしたものについては、前条の規定による事業用自動車の使用の停止又は事業の停止の期間が満了するまでは、同法第十八条の二第一項本文の登録識別情報を通知しないものとする。

第三十五条 (略)

2・5 (略)

6 第九条、第十三条、第十四条、第十五条第一項から第四項まで、第十六条、第二十条第二項及び第三項、第二十一条から第二十四条の三まで、第二十四条の四第二項及び第三項、第二十四条の五第一項から第四項まで及び第六項、第二十五条、第二十八条並びに第三十条から第三十三条までの規定は特定貨物自動車運送事業者について、第十五条第五項及び第二十条第三項の規定は特定貨物自動車運送事業者の事業用自動車の運転者及び従業員について、同条第一項の規定は特定貨物自動車運送事業者が選任した運行管理者について、第二十四条の四第一項の規定は特定貨物自動車運送事業者が選任した運送利用管理者について、第二十九条の規定は特定貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務について、前条の規定は特定貨物自動車運送事業者の事業用自動車について準用する。この場合において、第九条第二項、第三十条第三項及び第三十一条第三項中「第六条」とあるのは、「第三十五条第三項」と読み替えるものとする。

(第二種貨物利用運送事業者に関する特例)

第三十七条の二 (略)

2 (略)

3 第十三条、第十四条、第十五条第一項から第四項まで、第十六条、第二十条第二項及び第三項、第二十一条から第二十三条の三まで、第二十五条、第三十三条(第一号に係る部分に限る。)並びに第六十条第一項、第四項、第六項及び第七項の規定は前項の規定により第三条又は第三十五条第一項の許可を受けることなく行われる貨物の集配に係る前項に規定する者(第二種貨物利用運送事業許可を受けた後第三条又は第三十五条第一項の許可を受けて当該貨物の集配を行うこととなった者を除く。以下この項及び第三十九条において「特定第二種貨物利用運送事業者」という。)について、第十五条第五項及び第二十条第三項の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運転者及び従業員について、同条第一項の規定は特定第二種貨物利用運送事業者が選任した運行管理者について、第二十九条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者が行う貨物の集配に係る輸送の安全に関する業務について、第三十四条の規定は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車について準用する。この場合において、第三十三条中「当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三条の許可を取り消すことができる」とあるのは、「当該事業のための使用の停止を命じることができ」と読み替えるものとする。

(権限の委任)

第六十七条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

2 (略)

○ 道路交通事業抵当法施行令(昭和二十七年政令第二百六十一号)(抄)

第二条 法第十八条第一項ただし書に規定する国土交通大臣の職権のうち、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業並びに一般貨物自動車運送事業(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第六十六条第一項の規定により許可の取消しの権限が地方運輸局長に委任されている場合に限る。)及び第二種貨物利用運送事業(貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第五十七条の規定により許可の取消しの権限が地方運輸局長に委任されている場合に限る。)に関するものは、地方運輸局長に委任する。

○ 道路交通事業抵当法(昭和二十七年法律第二百四号)(抄)

(免許又は許可に基づく権利義務の承継)

第十八条 前条の代金の納付があつたときは、買受人は、その時において免許又は許可に基づく権利義務を承継する。ただし、買受人が道路運送法第七条各号、貨物自動車運送事業法第五条各号、道路運送法第四十九条第二項各号、自動車ターミナル法第五条各号又は貨物利用運送事業法第二十二条各号のいずれかに該当する者であるときは、国土交通大臣は、当該免許又は許可を取り消すことができる。

2 国土交通大臣は、前項の免許に基く権利義務を承継した者に対し、事業を休止することができる期間を指定することができる。

○ 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）（抄）

（権限の委任）

第五十七条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に委任することができる。

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第八十二号）（抄）

（業務の範囲等）

第三条 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号ロに掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う都道府県に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。

一 次に掲げる中小企業者の事業の連携に係る事業

イ・ロ（略）

ハ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二条第十七号に規定する中小企業者が実施しようとする同条第二号に規定する流通業務総合効率化事業についての計画であつて同法第四条第一項の認定を受けたもの（同法第五条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う当該流通業務総合効率化事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

二～四（略）

2～5（略）

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）（抄）

（業務の範囲）

第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 都道府県（中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七十七号）第三条第一項に規定する都道府県をいう。次号において同じ。）が行う同項各号に掲げる事業（同法第七条第一項に規定する指定法人が行う同項に規定する特定支援事業を含む。）の実施に関し必要な協力を行い、及び中小企業者の依頼に応じて、その事業活動に関し必要な助言を行うこと。

二（略）

三 次のイからニまでのいずれかに掲げる事業を行う都道府県に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うこと。

イ（略）

ロ 中小企業者に対し、他の事業者との連携若しくは事業の共同化（以下「連携等」という。）を行い、又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行うのに必要な資金（土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金に限る。ハにおいて同じ。）の貸付けを行うこと。

ハ 中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

ニ（略）

四 都道府県から必要な資金の一部の貸付けを受けて、前号イからニまでに掲げる業務を行うこと。

五 次のイからハまでに掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な資金の出資（第十四号に該当するものを除く。）を行うこと。

イ 創業を行う者又は経営の革新を行う中小企業者

ロ（略）

ハ 中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者

六（二十五）（略）

2（略）

3 第一項第三号ロ及びハ、同項第四号（同項第三号ロ及びハに係る部分に限る。）並びに同項第五号イ及びハに掲げる業務の範囲は、政令で定める。

4（5）6（略）

○ 経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）（抄）

（消費・流通政策課の所掌事務）

第九十一条 消費・流通政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（九）（略）

十 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の施行に関する事務で経済産業省の所掌に属するものに関すること（中小企業庁の所掌に属するものを除く。）。

十一（略）

（商業課の所掌事務）

第六十一条 商業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（四）（略）

五 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に関すること（中小企業者が実施する流通業務総合効率化事業に関することに限る。）

）。

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

（物流・自動車局の所掌事務）

第十二条 物流・自動車局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 （略）

三 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するものに関する事（港湾局の所掌に属するものを除く。）。

四十九 （略）

（物流政策課の所掌事務）

第一百三十三条 物流政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するものに関する事（港湾局及び貨物流通事業課の所掌に属するものを除く。）。

（貨物流通事業課の所掌事務）

第一百三十四条 貨物流通事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一三 （略）

四 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第三号に規定する特定流通業務施設（港湾流通拠点地区（同条第五号に規定する港湾流通拠点地区をいう。第六十条第七号において同じ。）に係るものを除く。）に関する事。

五八 （略）

（産業港湾課の所掌事務）

第六十条 産業港湾課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一六 （略）

七 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に関する事（港湾流通拠点地区に関する事に限る。）。

八十 （略）

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条（略）

2・3（略）

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6～8（略）

○ 中小企業政策審議会令（平成十二年政令第二百九十五号）（抄）

（分科会）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
中小企業経営 支援分科会	一（略） 二 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七十七号）、小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百二号）第九条第五項、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百十五号）第二十七条第三項、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第三条第三項、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第三条第三項、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第三条第三項、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第三条第三項、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第三条第三項、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第三条第三項及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2～6（略）